

第14回 横浜市不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会議事録

日 時	令和7年8月22日（金）13時30分～15時30分
開催場所	横浜市庁舎 18階共用会議室みなと6・7
出席者	出石稔委員、川邊正子委員、岸恵美子委員、高橋敬太郎委員、田中恒司委員、平野周二委員
開催形態	公開（傍聴人0人、非公開部分あり）
議 題	<p>1 令和6年度の実績について</p> <p>2 令和7年度 取組の方向性について</p> <p>3 個別案件について</p>
(事務局)	<p>「第14回横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会」を開催いたします。</p> <p>本日の審議会の進行等について御説明します。</p> <p>本日の会議は、会場形式での開催とさせていただいております。</p> <p>本日の議事内容につきまして、3点お願ひがございます。</p> <p>1点目が、質疑応答で御発言頂く際には、お名前をお伝え頂いてから御発言をお願いします。</p> <p>2点目が、議事録作成のため、録音させていただき、議事録は、後日インターネットのホームページに掲載します。</p> <p>3点目が、本日の議題のうち、個別事案にかかる個人情報が含まれる案件については、該当する議事については非公開で行うことを決定していただく場合があること、以上についてご了承ください。</p> <p>それでは、会議の開催にあたり、事務局を代表して健康福祉局長佐藤よりごあいさつ申し上げます。</p>
(佐藤局長)	<p>委員の皆様には、ご多忙の中、また、暑い中、ご出席ありがとうございます。日頃から本市のいわゆる「ごみ屋敷」対策にご理解・ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>横浜市では、条例に基づいてこれまで把握した件数は累計で285件です。そのうち8割は皆様の協力を得ながら解消してきました。一方、いわゆる「ごみ屋敷」に直接対応する法令や国の制度がないことが課題になっていました。</p> <p>そうした中、昨年8月に総務省の全国調査結果が公表されました。事例の約7割で健康面や経済面の課題があり、関係機関と連携した福祉的・経済的支援により解消した事例が多いことが報告されております。更に、福祉的支援を継続することにより、再発防止に効果があるということも報告されています。</p> <p>横浜市としても引き続き、本審議会の意見を生かしながら、全庁一丸となって粘り強くこれまでの取組を続けたいと考えています。</p> <p>委員の皆様には、それぞれの専門的立場から忌憚のない意見・助言をお願いします。</p>

(事務局)	<p>佐藤局長はこの後、公務都合により退席させていただきます。</p> <p>定足数について、ご報告いたします。本会議の委員総数は6名となっております。本日は、6名の方にご出席いただいておりますので、「横浜市建築物における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱」第2条2項に基づき、本審議会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>ここからは、出石会長に議事進行をお願いします。</p> <p>昨年8月6日に第13回の審議会を行いました。平野委員は今回初めてですが、ほかの委員は1年ぶりに再会となります。よろしくお願いします。</p>
(出石会長)	<p>I 令和6年度実績について</p> <p>事務局より説明</p>
(出石会長)	<p>それでは、ただ今の事務局からの説明について、御意見や御質問等がありましたらお願いします。</p>
(高橋委員)	<p>令和6年度新規把握が横浜市全体で11件と聞きました。どのような経緯で把握したのでしょうか。近隣からの連絡によるものでしょうか。行政に具体的な対応を求めるものでしょうか。</p>
(事務局)	<p>近隣等からの苦情や相談で把握したものが79パーセントで、やはり多くなっています。所管課が把握したものも約2割です。一部、消防からの情報提供によるものも2件あります。</p>
(出石会長)	<p>新しい案件が出てくること自体、条例があるからです。一方で、条例の効果にはバラツキがあります。この条例の成果で解消しているものが多いことは大変重要なことです。個別案件で難しいものもありますが、一定の条例の成果が出ているのではないかと思います。</p>
(事務局)	<p>2 令和7年度の取組の方向性について</p> <p>事務局より説明</p>
(出石会長)	<p>取組としては例年どおりということでいいでしょうか。</p>
(事務局)	<p>年度の初めに目標を設定し、年度末に振り返ることを徹底して進めます。</p>
(出石会長)	<p>議題3については、対象となる案件に個人情報が多く含まれます。「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会要綱第4条」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2項」に基づき非公開とさせていただきます。</p>
(出石会長)	<p>委員の皆様、御同意いただけますでしょうか。</p> <p>委員了承</p> <p>では、傍聴人はおりませんが、以降は非公開会議として進めていきます。</p>

	<p style="text-align: center;">【議題3は非公開】</p> <p>(事務局) 以上を持ちまして、「第14回横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会」を閉会とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資料 ・ 特記事項	<p>1 資料</p> <p>資料1 委員名簿・事務局名簿</p> <p>資料2 令和6年度の実績について</p> <p>資料3 令和7年度の取組の方向性について</p> <p>資料4 個別事案について</p> <p>2 特記事項</p> <p>議題3（資料4）は個人情報を含むため非公開です。</p>